

平成28年11月25日 招集

平成28年門真市教育委員会第11回定例会

議 案 書

門真市教育委員会



議事日程

門真市教育委員会第11回定例会  
 平成28年11月25日（金）午後2時  
 本館2階大会議室

日 程	事件番号	件 名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第40号	門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について	1
第4	議案第41号	門真市事務分掌条例の全部改正に伴う意見聴取について	4
第5	議案第42号	動産（球技スポーツ系器具）の取得の申出について	9
第6	議案第43号	動産（手動ロールスクリーン）の取得の申出について	12
第7	議案第44号	動産（武道系器具）の取得の申出について	14
第8	議案第45号	平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について	16
第9		諸報告	22

## 議案第40号

門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、門真市長から門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定するにあたり意見聴取があり、同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

平成28年11月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

### 提案理由

平成29年4月1日付け機構改革の実施に当たり、文化に関すること（文化財に関することを除く。）を市長が管理し、及び執行することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について回答するにつき、本案を提出するものである。



門政企第 454 号

平成 28 年 11 月 17 日

門真市教育委員会教育長

久木元 秀平 様

門真市長 宮本 一孝



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見  
聴取について

このことについて、「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例」の制定並びに「門真市事務分掌条例」の全部を改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会へ別添条例案についての意見を求めます。

なお、意見を求める条例案については、下記のとおりです。

#### 記

##### ○貴委員会へ意見を求める条例案

- ・門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例案
- ・門真市事務分掌条例の全部改正案

門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に  
基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、文化に関すること（文化財に関することを除く。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に本則に規定する事務に関し門真市教育委員会（以下「委員会」という。）がした許可、承認その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がしたものとみなす。
- 3 施行日前に本則に規定する事務に関し委員会に対してされた申請、届出その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してされたものとみなす。

## 議案第41号

### 門真市事務分掌条例の全部改正に伴う意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、門真市長から門真市事務分掌条例（平成25年門真市条例第37号）を次のとおり全部改正するにあたり意見聴取があり、同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

平成28年11月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

### 提案理由

平成29年4月1日付け機構改革の実施に当たり、門真市事務分掌条例（平成25年門真市条例第37号）の全部改正に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について回答するにつき、本案を提出するものである。



門政企第 454 号

平成 28 年 11 月 17 日

門真市教育委員会教育長

久木元 秀平 様

門真市長 宮本 一孝



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見  
聴取について

このことについて、「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例」の制定並びに「門真市事務分掌条例」の全部を改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、貴委員会へ別添条例案についての意見を求めます。

なお、意見を求める条例案については、下記のとおりです。

#### 記

##### ○貴委員会へ意見を求める条例案

- ・門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例案
- ・門真市事務分掌条例の全部改正案



## 門真市事務分掌条例

門真市事務分掌条例（平成25年門真市条例第37号）の全部を改正する。

（部の設置）

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 企画財政部
- (2) 総務部
- (3) 市民生活部
- (4) 保健福祉部
- (5) こども部
- (6) まちづくり部

（企画財政部の分掌事務）

**第2条** 企画財政部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 秘書に関する事。
- (2) 市政の総合計画及び総合調整に関する事。
- (3) 広域行政に関する事。
- (4) 行政組織に関する事。
- (5) 行政能率及び事務の改善に関する事。
- (6) 情報化政策及び電子自治体の推進に関する事。
- (7) 行財政改革の推進に関する事。
- (8) 財政に関する事。
- (9) 広報に関する事。

（総務部の分掌事務）

**第3条** 総務部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会、文書及び法規に関する事。
- (2) 情報公開に関する事。
- (3) 公正な職務の執行の推進に関する事。
- (4) 工事検査及び物品の調達に関する事。
- (5) 建設工事の請負契約及び契約の総合調整に関する事。

- (6) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (7) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (8) 統計に関すること。
- (9) 危機管理及び防災に関すること。
- (10) 市税の賦課徴収に関すること。
- (11) 他の部の所管に属しないこと。

(市民生活部の分掌事務)

**第4条** 市民生活部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域活動の振興に関すること。
- (2) 公民協働に関すること。
- (3) 広聴に関すること。
- (4) 文化及び芸術の振興に関すること。
- (5) 消費生活に関すること。
- (6) 産業振興及び労働に関すること。
- (7) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (8) 国民年金に関すること。
- (9) 人権及び同和問題並びに男女共同参画に関すること。
- (10) 環境に係る計画及び調整に関すること。
- (11) 環境の保全及び衛生に関すること。
- (12) 再生資源の利用の促進及び資源保護に関すること。
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(保健福祉部の分掌事務)

**第5条** 保健福祉部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 保健及び福祉に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 健康及び福祉の増進に係る施設に関すること。
- (5) 生活保護に関すること。
- (6) 障がい者（児）福祉に関すること。
- (7) 高齢者福祉に関すること。

(8) 国民健康保険及び高齢者医療に関すること。

(こども部の分掌事務)

**第6条** こども部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 子どもに係る計画及び調整に関すること。

(2) 子育て支援に関すること。

(3) 児童福祉に関すること。

(4) ひとり親家庭の支援に関すること。

(まちづくり部の分掌事務)

**第7条** まちづくり部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) まちづくりに係る計画及び調整に関すること。

(2) 住宅政策に関すること。

(3) 地域整備に関すること。

(4) 交通政策に関すること。

(5) 公園及び緑化推進に関すること。

(6) 道路、河川及び排水路に関すること。

(7) 市有建築物の営繕に関すること。

(8) 市有施設の整備及び管理に係る総合調整に関すること。

(9) 建築指導及び開発指導に関すること。

(臨時又は特別の組織の事務分掌)

**第8条** 市長は、臨時又は特別の事務又は事業のために必要があると認めるときは、前各条の規定にかかわらず、別に事務分掌を設けることができる。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第42号

### 動産（球技スポーツ系器具）の取得の申出について

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第1条第3号の規定により、動産の取得を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年11月25日 提出

門真教育委員会教育長 久木元 秀平

#### 記

- 1 取得する動産 門真市立総合体育館の球技スポーツ系器具
- 2 取得価額 19,818,000円
- 3 取得の相手方 大阪市西区新町二丁目17番15号  
株式会社サントー  
代表取締役 山東 覺

## 参考資料

主要購入備品一覧表

番号	品名	数量
1	バレーボール用ネット	13張
2	バレーボール用支柱・アンテナ・支柱カバー	5セット
3	警告カード	3セット
4	線審フラッグ	3組
5	審判台	1台
6	得点板	14台
7	ネット測定スケール	5台
8	移動式バスケットゴールセット	1セット
9	卓球台	34台
10	防球フェンス運搬車	2台
11	防球フェンス	80台
12	防球フェンスカバー	117枚
13	得点カウンター	42台
14	I Fサポート用アダプター	42組
15	I FサポートセットCL	36組
16	コートナンバープレート	2セット
17	バドミントン・ソフトバレー・インディアカ兼用支柱	11組
18	バドミントン用ネット	11張
19	ソフトバレーボールネット	11張
20	フットサル用ゴール・ネット	2セット
21	フットサルゴール用ウエイト	12個

予定価格	21,597,419円
取得価格	19,818,000円
落札率	91.76%
応札業者	4社

## 議案第43号

### 動産（手動ロールスクリーン）の取得の申出について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、動産の取得を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年11月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

#### 記

- 1 取得する動産 門真市立総合体育館の手動ロールスクリーン
- 2 取得価額 8,305,200円
- 3 取得の相手方 吹田市南吹田五丁目1番12号  
キングラン関西株式会社  
代表取締役 松原 達也

## 参考資料

### 主要購入備品一覧表

番号	品名	数量
1	手動ロールスクリーン	159台

予定価格 24,015,312円

取得価格 8,305,200円

落札率 34.58%

応札業者 2社



## 議案第44号

### 動産の取得（武道系器具）の申出について

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第1条第3号の規定により、動産の取得を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年11月25日 提出

門真教育委員会教育長 久木元 秀平

#### 記

- 1 取得する動産 門真市立総合体育館の武道系器具
- 2 取得価額 16,200,000円
- 3 取得の相手方 寝屋川市萱島本町6番5号  
山口総合保険株式会社  
代表取締役 山口 清

## 参考資料

### 主要購入備品一覧表

番号	品名	数量
1	空手用フロアマット	4面
2	柔道畳	394枚
3	畳運搬車	6台
4	トレーニングタイマー	4台

予定価格 17,618,256円

取得価格 16,200,000円

落札率 91.95%

応札業者 3社

議案第45号

平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について

平成28年度教育費等補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年11月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

平成28年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生費国庫補助金	千円 464,856	千円 9,241	千円 474,097	保育所等整備交付金	千円 9,241	千円 保育所等整備交付金 (保育定員拡充事業) 9,241
教育費国庫補助金	17,513	△ 15,538	1,975	社会資本整備総合交付金	△ 15,538	都市再構築戦略事業費補助金 (小学校施設整備事業) △ 15,538

(款) 府支出金 (項) 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育費府補助金	千円 6,495	千円 225	千円 6,720	教育コミュニティづくり推進事業費補助金	千円 225	千円 教育コミュニティづくり推進事業費補助金 (「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業) 225

(款) 市債 (項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育債	千円 327,000	千円 7,000	千円 334,000	公共施設等除却特例債	千円 20,900	千円 公共施設等除却特例債 (小学校施設整備事業) 20,900
				公共事業等債	△ 13,900	都市再構築戦略事業債 (小学校施設整備事業) △ 13,900

歳出

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童福祉総務費	千円 0	千円 837	千円 837	償還金利子及び割引料	千円 837	千円 ○施策評価対象外事業 保育所等の認可・確認・届出に関する事務 837 償還金利子及び割引料 平成27年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助 837
児童措置費	539,462	10,395	549,857	負担金補助及び交付金	10,395	○保育サービスの充実 保育定員拡充事業 10,395 補助金 保育所等整備補助金 10,395

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
学校管理費	千円 862,574	千円 △ 3,321	千円 859,253		千円	○学校施設・設備の充実 小学校施設整備事業 △ 3,321 委託料 門真小学校南校舎撤去工事監理業務委託料 △ 314 工事請負費 門真小学校南校舎撤去工事 △ 3,007
				委託料	△ 314	
				工事請負費	△ 3,007	

(款) 教育費 (項) 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
青少年費	千円 21,170	千円 225	千円 21,395		千円	○自ら学ぶ力の育成 「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業 225 備品購入費 機械器具費 225
				備品購入費	225	

(款) 教育費 (項) 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
体育施設費	千円 2,976,418	千円 △ 4,520	千円 2,971,898		千円	○スポーツ活動推進体制の充実 (仮称)市立総合体育館建設事業 △ 4,520 委託料 体育施設指定管理委託料 △ 4,520
				委託料	△ 4,520	

債務負担行為  
追加

事 項	期 間	限 度 額
総合体育館指定管理委託	平成29年度	千円
	平成33年度	377,460

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国府 支出金	地方債	その他	
総合体育館指定 管理委託	千円 377,460	千円 —	千円 —	平成29年度 ～ 平成33年度	千円 377,460	千円 —	千円 —	千円 —	千円 377,460

地方債補正  
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
公共施設等除却	千円 136,300	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えすること ができる。	千円 157,200	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えすること ができる。
計	136,300				157,200			

廃止

起債の目的	限度額	備考
都市再生整備	千円 13,900	事業の見直しによる廃止
計	13,900	



諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	門真市文化祭の結果について
2	「第3回門真市スポーツ・レクリエーション大会」の結果について